

公表日 2025 年 6 月 30 日

	男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	59.17%（除く医師 105.58%）
正社員	59.52%（除く医師 101.63%）
パート社員	68.01%（除く医師 637.92%）

対象期間：令和 6 事業年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当等を除く

正社員：正職員、短時間正社員を含む

パート：パート雇用職員のみ

差異についての補足説明

- ・医療法人であり、相対的に医師の人件費が高いことから、全項目とも大幅に男性比率が高い状況となっています。参考として（）内に除く医師の差異を表示しております。
- ・除く医師の場合では、女性の賃金比率が男性を上回っております。